

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[8] 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン 初期環境調査・水質(単位:ng/L) 地点ベース検出頻度:0/16(欠測等:0) 検体ベース検出頻度:0/16(欠測等:0) 検出範囲:nd 検出下限値範囲:0.93~8.0 検出下限値:8.0 要求検出下限値:25	秋田県	1	秋田運河(秋田市)	nd	3.2
		2	雄物川岳見橋(大仙市)	nd	3.2
	東京都	3	荒川河口(江東区)	nd	3.2
		4	隅田川河口(港区)	nd	3.2
	横浜市	5	鶴見川亀の子橋(横浜市)	nd	8.0
		6	横浜港	nd	8.0
	新潟県	7	信濃川下流(新潟市)	nd	8.0
	石川県	8	犀川河口(金沢市)	nd	8.0
	愛知県	9	名古屋港潮見ふ頭西	nd	3.2
	三重県	10	四日市港	nd	8.0
	京都府	11	宮津港	nd	3.2
	大阪府	12	大和川河口(堺市)	nd	3.2
	山口県	13	徳山湾	nd	0.93
		14	萩沖	nd	0.93
	北九州市	15	洞海湾	nd	8.0
	福岡市	16	博多湾	nd	3.2

(注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3)nd:不検出